

第8回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	計
件 数	2	2

(2) 議案の名称

<専決処分報告>

報告第 1 号 専決処分について（尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

報告第 2 号 専決処分について（尼崎市USBメモリー紛失事案調査委員会条例）

第 8 回尼崎市議会臨時会

議 案 説 明 資 料

<令和4年7月臨時会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第 1 号	所 管	給与課
件 名	専決処分について（尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）				
内 容					
1	専決理由 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金における個人情報を含むU S Bメモリーの紛失事案を踏まえて、市民に対する行政への信頼を大きく失墜させたことに対する反省と再発防止に向けた強い決意、姿勢を目に見える形で示すことを目的として、令和4年6月の市長に対する期末手当を不支給とすることに伴い、条例改正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもの。				
2	専決処分日 令和4年6月29日				
3	専決内容 市長の令和4年6月分の期末手当について、支給しないものとする。				
4	施行期日 公布の日				

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

改正後	現 行
付 則 <u>(期末手当の不支給)</u> <u>2 1 市長に対しては、第3条第1項の規定にかかわらず、基準日（令和4年6月1日に限る。）に係る期末手当は、支給しない。</u> <u>2 2～2 6 略</u>	付 則 <u>2 1～2 5 略</u>

<令和4年7月臨時会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第 2 号	所 管	総務局企画管理課
件 名	専決処分について（尼崎市U S Bメモリー紛失事案調査委員会条例）				
内 容					
1 専決理由 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金における個人情報を含むU S Bメモリーの紛失事案を踏まえて、当該事案への対処とその原因の検証、同種の事案の再発の防止策等に関する事項について調査審議を行うため、地方自治法第1 3 8条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市U S Bメモリー紛失事案調査委員会を設置するための条例の制定が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第1 7 9条第1項の規定に基づき専決処分したもの。					
2 専決処分日 令和4年7月1日					
3 主な専決内容 (1) 設置（第1条） 本市における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に必要な個人情報が記録されたU S Bメモリーの紛失事案への対処、当該事案の原因の検証、同種の事案の再発の防止策等に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市U S Bメモリー紛失事案調査委員会を置く。 (2) 組織等（第2条・第3条） ア 委員会は、委員3人以内で組織する。なお、必要に応じて、臨時委員を置くことができる。 イ 委員は、弁護士、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。 ウ 委員は、対象事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。					
4 施行期日 公布の日					